

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（2）

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備 考	
		年 月	月計（台）	累計（台）		
滋賀県甲賀市水口町笹が丘 1 番 8	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成 29 年 4 月	4	7	・平成 29 年 1 月 25 日処理開始	

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m ³ _N	平成 29 年 1 月 31 日	平成 29 年 2 月 23 日	0.0000028	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			0.0000090	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m ³	平成 29 年 1 月 31 日 2 月 1 日	平成 29 年 2 月 23 日	0.000061	—	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			0.018	—	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）に定める排ガスの排出許容限界（液状の PCB 等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（3）

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備 考	
		年 月	月計（台）	累計（台）		
京都府綾部市上八田町柘榴 迫 2 番 1、菜ケ戸 1 番、荒 崩 1 番 1 及び戸田 18 番 1	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成 29 年 4 月	1	1	・平成 29 年 3 月 28 日処理開始	

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m ³ _N	—【計画中】	—	—	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			—	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m ³	—【計画中】	—	—	—	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			—	—	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（4）

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備 考	
		年 月	月計（台）	累計（台）		
大阪府堺市北区北長尾町八丁274番	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成29年 4月	1	1	・平成29年 3月22日処理開始	

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m ³ _N	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			－	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m ³	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			－	－	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気環境基準